## 商品概要説明書

リフォームローン (一般型C)

(2021年4月1日現在)

商品名	リフォームローン(一般型C)
ご利用いただける 方	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満80歳
	未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およ
	びその他住宅、土地に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。
	○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・
	信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金、②お借換えに伴う
	諸費用、③お借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその
	他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、を対象とします。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用
	等)については資金使途に含めることができるものとします。
	(住宅関連設備の例)
	①門、塀、車庫、物置。
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥再生可能エネルギー発電システム(太陽光発電システム等)。
	※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む。
	⑦耐震改修工事費。
	⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	⑩その他住宅本体以外のもの。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	○500 万円を超えるお借入の場合は、組合員にご加入いただきます。
借入期間	○1 年以上 15 年以内とします。
借入利率	○【固定金利型】となります。
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○お借入利率には、年 0.8%の保証料を含みます。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせ
	ください。

び済方法  ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済元式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。  担保  ○不要です。 ○当月本が指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合・・・5,500円 ②一部繰上返済の場合・・・5,500円 ②一部繰上返済の場合・・・5,500円 ③ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当月本本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当月本では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当月本金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・ 札幌弁護士会(電話:011-251-7730) ○お申込みに際しては、当月本および当月本が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお情入利率やご返済額の試算については、当月本の融資窓口までお問い合わせください。		
及済方法 して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 担保  「不要です。 つ当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 つご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500円 ②一部繰上返済の場合…5,500円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 、当人本では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。また、JAバンク相談所に電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 、計算等を受け付けております。 ・ のお争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・ 、	返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎
日で返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。  母子のです。  (日本のです。) 当 J Aが指定する保証機関(三菱UF J ニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 (日本ので、原則として保証人は不要です。) が必要です。 (日本ので、原則として保証人は不要です。) が必要です。 (日本ので、原則として保証人は不要です。) が必要です。 (日本ので、原則として保証人は不要です。) が必要です。 (日本ので、原則として保証人は不要です。) が必要です。 (日本のに対して、一部を表しては、第一年のでは、10年のにおいます。  本書をおけていただきます。著書の結果によっては、10年の融資窓口までお問いては、10年の配資の配資の配資のに対しています。10年の配資のに対していますに対しています。10年の配資の配資のに対していますに対します。10年の配資のに対していますに対していますに対していますに対します。10年の配荷では、10年のでは、10年の配荷では、10年のでは、		月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額
世保		して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%
保証人  ○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500円 ②一部繰上返済の場合…5,500円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 っまた、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等をでけ付けております。 また、JAバンク相談所の電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 のお争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ○和・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・		以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
<ul> <li>保証人 だきますので、原則として保証人は不要です。</li> <li>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。)が必要です。         <ul> <li>①全額繰上返済の場合…5,500 円</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500 円</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500 円</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500 円</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500 円の条件変更手数料 (消費税等含む。)が必要です。</li> </ul> </li> <li>○ 苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>② 紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</li> <li>本規弁護士会(電話:011-251-7730)</li> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>の印紙税が別途必要となります。</li> <li>の現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い</li> </ul>	担保	○不要です。
だきますので、原則として保証人は不要です。  ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500円 ②一部繰上返済の場合…5,500円 ②一部繰上返済の場合…5,500円 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ 苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 、	保証人	〇当 J A が指定する保証機関 (三菱U F J ニコス株式会社) の保証をご利用いた
<ul> <li>・次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。         <ul> <li>①全額繰上返済の場合…5,500 円</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500 円</li> <li>②ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> </ul> </li> <li>○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>②治争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</li> <li>札幌弁護士会(電話:011-251-7730)</li> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い</li> </ul>		だきますので、原則として保証人は不要です。
①全額繰上返済の場合…5,500 円 ②一部繰上返済の場合…5,500 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会(電話:011-251-7730) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い	手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、
手数料     ②一部繰上返済の場合…5,500円     ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。     ○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。     ○紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。     札幌弁護士会(電話:011-251-7730)     ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。     ○印紙税が別途必要となります。     ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
②一部繰上返済の場合…5,500円  ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。  ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ・ ①現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		①全額繰上返済の場合…5,500円
条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。  ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		②一部繰上返済の場合…5,500円
○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 (一) 分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  (一) お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (一) 和税が別途必要となります。 (一) 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
本本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  () 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  () お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 () 印紙税が別途必要となります。 () 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		○苦情処理措置
苦情処理措置および紛争解決措置の内容  さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い	び紛争解決措置の	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
苦情処理措置および紛争解決措置の内容  「内容  「内容  「内容  「内容  「内容  「内容  「内容		A本支所または金融共済部(電話:0164-62-1388)にお申し出くだ
<ul> <li>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</li> <li>● 分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</li> <li>札幌弁護士会(電話:011-251-7730)</li> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 印紙税が別途必要となります。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い</li> </ul>		さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適
び紛争解決措置の 内容 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を 受け付けております。 ○ 汾争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。     札幌弁護士会(電話:011-251-7730)     ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の 審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合 もございますので、あらかじめご了承ください。     ○印紙税が別途必要となります。     ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
<ul> <li>○ 分争解決措置         外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。     </li> <li>札幌弁護士会(電話:011-251-7730)</li> <li>○ お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 印紙税が別途必要となります。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い</li> </ul>		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を
○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会(電話: 011-251-7730)  ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		受け付けております。
す。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。     札幌弁護士会(電話:011-251-7730)     〇お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。     〇印紙税が別途必要となります。     〇現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		○紛争解決措置
札幌弁護士会(電話:011-251-7730)  ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
<ul> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い</li> </ul>		す。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
<ul> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い</li> </ul>		
審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合 もございますので、あらかじめご了承ください。 〇印紙税が別途必要となります。 〇現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い		札幌弁護士会(電話:011-251-7730)
をの他 もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い	その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
その他		審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
<ul><li>○印紙税が別途必要となります。</li><li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い</li></ul>		もございますので、あらかじめご了承ください。
		○印紙税が別途必要となります。
合わせください。		○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い
		合わせください。

JAるもい